

健康福祉委員会 令和3年6月15・16日
健康政策部 資料21番
所管 生活衛生課

新型コロナウイルス感染症による影響が続く区内飲食店等への支援について

1 取り組みの趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止において、飲食店(特に酒類の提供及びカラオケの使用を伴う)などにおける飛沫感染防止の取り組みが重要とされている。

昨年度来、3度に渡る緊急事態宣言等において、休業・営業時間短縮の要請がなされた飲食店やカラオケ店等は、非常に大きな影響を受け続けている。こうした店舗が営業を継続し、お客様を安心して迎えらるよう、感染防止と経済対策の両面から支援することで、区内事業者を支えていく。

2 事業概要

- (1) 感染拡大防止並びに経済対策として、令和2年度に(公財)大田区産業振興協会において実施した「繁盛店創出事業(新型コロナウイルス感染防止対策特別助成)」のスキームを活用し、飛沫感染防止用アクリルパネルなどの購入経費等を助成する。(限度額:10万円、助成率:10/10(予定))
- (2) 助成を希望する利用者には、産業振興協会より専門家を派遣し、感染防止対策及び経営全般に係るヒアリングを実施、必要に応じた助言を行う。また、衛生的視点については保健所生活衛生課からも助言を行う。
- (3) 助成対象となる区内飲食店等に対する事業周知は、保健所生活衛生課より大田区食品衛生協会等を通じて行う。(飲食店以外の事業所等への周知は産業振興協会ホームページ等を活用)
- (4) (1)から(3)までの事業に加えて、飲食店における感染防止実施の重要性や具体策を周知することを目的とし、保健所生活衛生課において、飲食店へのチラシ配布及び講習会(大田区食品衛生協会主催、東邦大学と大田区保健所協力)を実施する。

(参考) 令和2年度「繁盛店創出事業(新型コロナウイルス感染防止対策特別助成)」実績

1 対象事業者

大田区内に開業している小売店、飲食店及びサービス業店(個人事業主又は中小企業)

2 助成対象経費

- (1) 仕切り板や陳列カバー等の内外装工事費
- (2) サーモカメラやサッカー台等の備品購入費
- (3) 消毒液、マスク及びフェイスシールド等の消耗品購入費(助成総額の2割まで)
- (4) 感染防止対策実施を周知するチラシ等の広告宣伝費

3 助成額

10万円を上限(助成率10/10)

4 助成件数

228件